

○愛媛海区漁業調整委員会指示第 127 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 4 年 3 月 29 日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。ただし、県又はその他の試験研究機関が、試験研究のためにする場合は、この限りでない。
- (2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。ただし、県又はその他の試験研究機関が、試験研究のためにする場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。